

## 学びの継続のための学生支援緊急給付金 募集要項

学びの継続のための学生支援緊急給付金の申請を希望する学生は、「申請の手引き」をよく読み、支援対象者の要件にあてはまる場合、以下のとおり申請をしてください。

### 1 対象者

学部、大学院、短期大学部及び通信教育部に所属する学生（研究生を含む）で、「申請の手引き」P 5 支給対象者の要件にすべて当てはまる者

### 2 給付額等

- ①給付額 (1)住民税非課税世帯の学生 20万円  
(2)上記以外の学生 10万円
- ②給付方法 日本学生支援機構から届出振込口座へ振込

### 3 対象者の要件

「申請の手引き」P 5 を参照

### 4 申請方法

#### ①提出書類

必要書類の作成に当たっては、「申請の手引き」P 7 を熟読の上、以下の(1)～(6)を提出してください。【留学生は(1)～(5)及び(7)、(8)】

#### (1)学生支援緊急給付金申請書（様式1）【国指定様式】

##### 【留意事項】

- ※多子世帯、ひとり親世帯の場合は、「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。
- ※家庭からの追加支援が期待できない理由を「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。

#### (2)誓約書（様式2）【国指定様式】

#### (3)学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】

#### (4)自宅外を証明する証明書

##### 【留意事項】

- ※自宅生で家庭から学費等の援助を受けていない学生（証明書を添付できない学生）は、「申請に係る確認書【大学様式】」に状況を具体的に記載してください。

#### (5)アルバイトの収入がわかる証明書

**【留意事項】**

- ※2年生以上はアルバイト先からの給与明細（2か月分で減少がわかるもの）を提出してください。
- ※1年生は、得られるはずであった収入が得られなくなった旨を「申請書【国指定様式】」の申し送り事項欄に記載してください。
- ※原則、前月比 50%以上減少していることが要件ですが、段階的にアルバイト収入が減少することも考えられることから、前々月から 50%以上減少した学生についても、申請を認めます。

(6) 奨学金の証明書

**【留意事項】**

- ※国の修学支援新制度の対象者以外で、住民税が非課税の学生は、住民税非課税証明書を提出してください。
- ※申込み中またはこれから奨学金を申請する学生は、「学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】」に申告してください。
- ※給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、原則1か月以内に申請する必要があります。

(留学生のみ)

- (7) 仕送り額を証明するもの
- (8) 扶養者の年収が確認できる書類

- ②提出先 〒275-8575 千葉県習志野市泉町1-2-1  
日本大学生産工学部学生課 「学生支援緊急給付金」担当 宛
- ③提出締切日 令和2年6月11日（木）必着
- ④提出方法 郵送にて送付

5 選考及び推薦

大学で要件を審査し、大学に割り振られた推薦枠内で日本学生支援機構へ推薦する。（※要件を満たしたすべての学生が採用されるとは限りません）

6 お問い合わせ先

入構制限中のため、メールのみの問合せ対応となります。メールの件名に「学生支援緊急給付金の問い合わせ（学生番号 氏名）」と必ず記載の上、以下のメールアドレスにお問い合わせください。※電話対応不可

メールアドレス：[cit.student\\_affairs@nihon-u.ac.jp](mailto:cit.student_affairs@nihon-u.ac.jp)

以上